

八女市立学校給食調理等業務委託（区分6）

募集要項

令和7年10月

八女市教育委員会

八女市立学校給食調理等業務の委託業者募集要項

1. 目 的

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、日常生活の食事についての正しい知識、望ましい生活習慣を身につけるなど、学校教育において重要な役割を担っています。

八女市教育委員会では、平成20年度から学校給食調理等業務の民間委託を進めており、衛生管理の徹底や的確な食物アレルギー対応など、児童・生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を公募型プロポーザル方式により選考します。

2. 業務名

- (1) 八女市立学校給食調理等業務委託（区分6）
（八幡小学校、筑南小学校、星野小学校）

3. 業務期間

- (1) 契約期間は、特段の事情がない限り、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）とする。※1年ごとに更新するものとする。
- (2) 受託者が提供する業務内容について、定期的に評価を行うこととする。その結果、業務委託契約書及び仕様書に定められた内容を充足していないことが判明した場合には、受託事業者に対して、一定期間内に具体的な改善策の提出及びその実施を文書で求めることとする。これらにより改善が図られない場合や、受託者の故意又は重大な過失により市又は第三者に損害を与えた場合等においては、契約を解除することがある。

4. 業務場所

- (1) 八女市立八幡小学校 八女市新庄385番地
- (2) 八女市立筑南小学校 八女市立花町北山2840番地1
- (3) 八女市立星野小学校 八女市星野村12059番地1

5. 業務日

- (1) 給食実施日数は委託対象校の定める日（年間200日程度）
- (2) 長期休業期間等に伴う給食開始前と終了後の清掃及び施設・設備の点検に要する日数（18日）
- (3) 学校行事や市主催の研修にかかる日数（3日程度）

6. 調理食数（令和8年4月1日の予定数）

- (1) 八幡小学校・・・ 117食／日、 6クラス
- (2) 筑南小学校・・・ 100食／日、 6クラス
- (3) 星野小学校・・・ 82食／日、 6クラス

7. 業務内容

- ・食材の受領検収
- ・調理及び配缶、配膳
- ・食器調理器具の洗浄、消毒、保管
- ・施設設備の清掃、消毒及び日常点検
- ・残菜、残飯及び厨芥の処理
- ・その他調理等に付随する業務

8. 施設の概要

施設名	所在地	建物構造及び面積	施設仕様
八女市立 八幡小学校給食室	八女市新庄 3 8 5 番地	鉄筋コンクリート造 床面積 1 3 3 m ²	湿式（ドライシ ステム運用）
八女市立 筑南小学校給食室	八女市立花町北山 2 8 4 0 番地 1	鉄筋コンクリート造 床面積 1 3 1 m ²	湿式（ドライシ ステム運用）
八女市立 星野小学校給食室	八女市星野村 1 2 0 5 9 番地 1	木造 床面積 8 4.2 m ²	湿式（ドライシ ステム運用）

9. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定を行う。

書類審査及び事業者によるプロポーザル（技術提案）・ヒアリングを実施し、選定委員会が総合的に評価を行います。

なお、プロポーザルは、本年 1 2 月中旬に予定し参加者に通知します。

※提案に係る経費は、提案事業者の負担とする。

10. 応募資格

（1）応募事業者資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ②八女市競争入札参加指名停止等措置要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止、国、県又は他の地方公共団体からの指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

(2) 業務遂行能力

- ①業務に必要な専門能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。
- ②これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- ③福岡県内に本社、支店、又は営業所を有し、本市と速やかに連絡及び調整が取れること。

(3) 安全衛生

- ①食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守できること。
- ②独自の衛生管理マニュアルを作成し、十分な衛生管理を行っていること。
- ③従業員に対して計画的に安全衛生教育を実施していること。

(4) 信用状況

- ①過去5年間以内に、学校給食調理業務又は大量調理施設業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていないこと。
- ②万一の事故発生に備えて損害賠償を確実にできること。
- ③国税、県税、市税等の滞納がないこと。

1 1. 業務委託仕様書

別添のとおり

1 2. 上限価格

契約の上限価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 八幡小学校 | <u>12,870千円</u> |
| (2) 筑南小学校 | <u>12,870千円</u> |
| (3) 星野小学校 | <u>11,891千円</u> |

※継続延長する契約の金額については、今回提出いただく見積金額と同額を基本とする。ただし、食数の大幅な増減等条件が大きく変わる場合は協議する。

1 3. 参加申込受付期間

- (1) 期間 令和7年10月6日（月）から令和7年10月24日（金）
 17時まで
- (2) 提出先 八女市教育委員会事務局 学校教育課
- (3) 提出書類（提出部数は1部とし、提出書類は返却しません。）
 - ①（様式1）参加表明書
 - ②（様式2）過去5年間に食品衛生法による行政処分がないことの証明
 - ③（様式3）学校給食調理等業務の受託実績一覧

- ④会社等の概要書（資本金、過去３年間の年間売上高及び経常利益、営業所及び支店数、従業員数、栄養士・調理師等の有資格者の状況など）
 - ⑤財務諸表（令和４年～令和６年）
 - ⑥納税証明書（市税・県税・法人税等の滞納が無い証明書（写し可））発行後３か月以内のもの。
 - ⑦独自の衛生管理マニュアル
- ※郵送可（ただし、提出期間までに必着のこと。）

１４．参加資格の審査結果通知

提出いただいた書類を確認し参加資格審査を行い、結果について、令和７年１０月３１日（金）までに通知する。

１５．現場見学

令和７年１１月１４日（金）１５時３０分～１７時

令和７年１１月１７日（月）１５時３０分～１６時

※注意事項

- ①現場見学を希望する参加者は、１１月７日（金）正午までに（様式４）により電子メールで申し込むこと。また、当日参加者の過去１か月以内の細菌検査報告書（写し可）を添付すること。
- ②現場見学を希望する参加者は、白衣・調理用帽子・履物を準備すること。
- ③見学当日は、学校集合とし、学校間の移動は参加者で対応すること。
（予定）１１月１４日 １５時３０分～ 八幡小学校 ⇒ 筑南小学校
（予定）１１月１７日 １５時３０分～ 星野小学校

１６．質問の受付及び回答

- （１）期限 令和７年１１月１８日（火）１７時まで随時受付
- （２）提出方法 質問事項を（様式５）により電子メールで提出すること。
- （３）提出先 下記の問合せ先メールアドレスまで
- （４）回答方法 質問受付後１週間以内に、提案参加申込者全員に電子メールにより回答する。

１７．見積書及び提案書の提出

- （１）期限 令和７年１２月１日（月）１７時まで（必着）
- （２）提出先 八女市教育委員会事務局 学校教育課
- （３）提出書類（提出書類は返却しない。）
ア（様式６－１）、（様式６－２）、（様式６－３）見積書及び
（様式６－１）（１）、（様式６－２）（１）、（様式６－３）（１）見積内訳書
イ提案書（Ａ４サイズ、長辺綴じ）
提案書は１０部作成し、下記番号（①～⑧）書類順に見出し（インデックスタブ

等)を付して、A4フラットファイルに綴じ込み提出してください。

様式指定以外の書類は、任意様式とします。また、専門知識を有しない者にも理解できるように、図や表を使用するなど見やすく作成するように努めてください。

また、次の内容については、必ず記載すること。

- ① 会社等の概要（資本金、代表者、過去3年間の年間売上高及び経常利益、営業所及び支店数、従業員数、栄養士・調理師等の有資格者の状況など）
- ② **（様式3）** 学校給食調理等業務の受託実績一覧
- ③ 学校給食における調理業務に対する考え方
 - ・学校給食に対する基本的な考え方
 - ・アレルギー食への対応
 - ・児童生徒や教職員との関わり
 - ・学校との連携（学校行事への参加、協力等）
- ④ 学校給食における衛生管理に対する考え方
 - ・衛生管理体制、従事者教育及び巡回指導等
 - ・健康管理体制
- ⑤ **（様式7-1）、（様式7-2）** 従事者の配置に対する考え方
 - ・委託開始後の栄養士、調理師等の有資格者の配置計画
- ⑥ **（様式7-3）** 調理業務等・研修計画書
 - ・業務の委託開始日までの従事者採用、研修、業務引継、スケジュール等の計画
 - ・調理従事者の安定的な配置のための方策
 - ・事業所の従業員（調理員及び栄養士）の令和7年度研修計画及び令和6年度研修実績
- ⑦ 委託業務の円滑な遂行に対する考え方（危機管理）
 - ・事故発生（食中毒・異物混入等）時の対応とその防止策、危機管理体制
 - ・**（様式8）** 損害賠償責任保険及び学校給食業務代行保証事業等への加入状況
- ⑧ その他
業務に取り組む意欲のほか、参加者が特に力を入れていること等、自由に記載すること。

問合せ先：八女市教育委員会事務局 学校教育課総務係（担当；服部）

〒834-8585 八女市本町 647 番地

T E L : 0943-24-9451

F A X : 0943-24-4331

メールアドレス somukakari@city.yame.lg.jp